

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	生産局農業生産支援課
部署の業務内容	米政策改革推進対策(水田等有効活用促進交付金、産地確立交付金)、生産コスト削減対策、肥料・農薬・農業機械対策、鳥獣被害対策

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	当課の主な業務である米政策改革、肥料高騰対策、鳥獣被害対策、農業機械対策等の施策について、わかりやすいパンフレットの作成・提供、省ホームページでの情報提供、各種説明会の開催等により丁寧な情報提供に努めている。 また、いずれの業務も、関係機関、生産現場の関係者数が多く、問い合わせの数も多いが、各職員ともに誠実な対応を行っている。 ただし、国民からの評価という点では、客観的な評価ができないことから左記期の評価とした。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	上述のとおり、業務内容の特性上、現場などから問い合わせが多い部署であるが、各職員ともに誠実な対応を行っており、批判を受けた事例は承知していない。 現在のところ苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応はルール化していないが、対応する職員間の格差が生じないよう、今後マニュアル化を検討したい。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	各種会議を通じて、県・市町村関係者、農業団体、実需者等に対する政策目的・内容の説明、意見交換を行うとともに、必要に応じてアンケート調査等による現場の問題点や意見を集約し、その結果を政策に反映するよう努めている。 他方、一般の国民との意見交換という点では十分な取組とはなっておらず、政策の意思決定に際して、パブリックコメントやそれに準ずる措置を導入すべく検討を進めていきたい。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	当課の業務では、特に、農業生産資材(肥料・農薬・農業機械)に関する業界団体が多く、また、関係する予算、税制も有している。 また、当課では、米政策改革対策、生産コスト削減対策、資材対策等を通じて、農産物の安定供給や低コスト生産という面で消費者利益と一致する業務を担っているが、一方で、関連対策
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	

	質者の利益	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	に多額の予算を計上していることから、政策の推進が往々にして消費者負担の拡大につながりかねない分野でもある。 消費者負担の軽減という観点を大事にして日々の業務にあたっているが、政治的な関心が高い分野でもあることから、現実的には「関連対策の確保」と「消費者負担の軽減」という狭間で苦しむことが多いのも事実である
項 目			対応	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	農業生産に関わる業務は消費者に安全な食料を供給するためのものであり、食の安全に関連する業務と考えている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	当課の業務は農業生産に関わる業務であり、全体として食の安全に関連する業務であると認識しているが、米の需給調整や食料の安定供給、あるいは生産コスト削減などの政策推進を図る上で、業務の重心が産業振興サイドに偏っていないかどうかについては、自信をもって答えられる状況にはない。 今後、食の安全の観点から見直すべき施策がないかを常に念頭に置きながら、新たな施策の実施に際してはその検討段階から消費安全局との相談を行うなど、食の安全に留意した業務運営に心がけていく考えである。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	×	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているもののうち、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	農業生産に関する業務が常に食の安全に影響及ぼす可能性のある業務との認識に立ち、虚心坦懐に業務運営に当たっていく考えである。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			